

軽井沢スキーバス事故対策について (日本バス協会)

公益社団法人 日本バス協会

令和4年10月12日

軽井沢スキーバス事故対策の推進 ～日本バス協会としての対策～

1. 安全意識の徹底

- ①総会における「安全輸送決議」
- ②「バス事業における総合安全プラン2025」に基づく事故防止の取組み
- ③非会員事業者の日本バス協会への加入促進

2. 安全運行の確保

- ①貸切バス事業者安全性評価認定制度の充実と認定事業者の拡大
- ②巡回指導を行う貸切バス適正化機関への協力
- ③衝突被害軽減ブレーキ等安全に資する装置の導入に対する支援
- ④運転者の健康管理の改善
- ⑤安全・安心な貸切バスの運行に向けた取組みを推進
- ⑥貸切バスを運行する際の安全確保の徹底について周知

3. 健全な経営基盤の確立

- ①新運賃・料金制度の定着の促進
- ②実質的に下限割れとなる過度な手数料の防止
- ③会員貸切バス事業者へのきめ細かい対応
- ④旅行業界との連携強化

1.安全意識の徹底

① 総会における「安全輸送決議」

総会において、安全輸送に係る事項を決議し、安全・安心がすべてに優先するとの決意をもって、業界を挙げて法令順守はもとよりバスの安全運行を徹底。

② 「バス事業における総合安全プラン2025」に基づく事故防止の取組み

令和3年に日本バス協会で「バス事業における総合安全プラン2025」を策定。

- (1)令和7年までに交通事故死者数をゼロとする
 - (2)令和7年までに重傷者数を150人以下とする
 - (3)令和7年までに人身事故件数を800件以下とする
 - (4)飲酒運転をゼロとする
 - (5)令和7年までに貸切バスの乗客の負傷事故件数20件以下とする
- ことを目標に掲げ、事故防止に取り組んでいる。

③ 非会員事業者の日本バス協会への加入促進

非会員には地方バス協会に加入してもらい、業界団体の一員として安全対策やサービスの向上に切磋琢磨し取り組んでもらうよう努めている。徐々に加入率が上がっていたものの、コロナ禍でバス事業者の事業廃止等により、令和3年はマイナスに転じている。また、貸切バス事業者安全性評価認定制度について会員の申請手数料を引き下げ、非会員の申請手数料との格差を広げている。

平成28年8月現在	2,269者(加入率50.1%)
平成29年8月現在	2,345者(前年76者増 加入率54.2%)
平成30年8月現在	2,394者(前年49者増 加入率55.4%)
令和元年8月現在	2,377者(前年17者減 加入率57.6%)
令和2年8月現在	2,338者(前年39者減 加入率65.1%)
令和3年8月現在	2,276者(前年62者減 加入率63.4%)
※令和3年度の貸切バス事業者の数字が公表されていないため、 令和2年度の事業者数で算出した加入率	

2.安全運行の確保ー 1

- ①貸切バス事業者安全性評価認定制度の充実と認定事業者の拡大
軽井沢スキーツアーバス事故の総合的な対策を踏まえ、審査項目を見直すとともにより先進的な安全への取組を推進している。また、認定事業者数の拡大に努めた。

⑦先進的な安全の取組について評価

- ・衝突被害軽減ブレーキ装着車両の導入比率に応じた評価

⑧運輸安全マネジメントの取り組みを評価

⑨安全性評価認定制度の周知

- ・一般利用者へのPRを図るべく、リーフレットを作成するとともに周知活動を実施



認定ステッカー
「セーフティバスマーク」



<令和4年9月27日現在>

	H27年	⇒	R4年		内非会員	全事業者数割合	会員事業者数割合
認定事業者数	776	⇒	2,064	2.7倍増加	319	57.5%	76.7%
車両数	19,692	⇒	34,466	1.8倍増加	3,216	79.0%	89.4%

②巡回指導を行う貸切バス適正化機関への協力

事業者に対する巡回指導を行う貸切バス適正化機関の業務運営について全国的に協力。地方バス協会が自ら適正化機関となっている例もある。また、適正化機関から委託を受けた地方バス協会は会員への巡回指導を行っている。

適正化機関の効率的な業務運営に努めていただきたい。

3.安全運行の確保ー 2

③衝突被害軽減ブレーキ等安全に資する装置の導入に対する支援

「人と環境にやさしいバス普及事業」(交付金事業)により、衝突被害軽減ブレーキの導入に対し支援を行っている。

＜衝突被害軽減ブレーキ導入車両台数
(貸切バス)＞
2,073台 ⇒ 11,370台
(H26年3月末) (R3年3月末)
【5.4倍増加】

④運転者の健康管理の改善

健康起因事故を防止するため、SASや脳ドック、眼科検診等の受診に対して支援を行っている。

⑤安全・安心な貸切バスの運行に向けた取組みを推進

令和3年10月29日付で日本バス協会、日本旅行業協会、全国旅行業協会の三団体それぞれが通達を発出し、会員事業者に対し「安全運行パートナーシップ宣言」、「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」について、改めて周知するとともに、自己点検表を活用して遵守徹底するよう要請した。

⑥貸切バスを運行する際の安全確保の徹底について周知

- ・令和2年9月に「新型コロナウイルス感染症の影響等で休業や休車を実施した後、運行を再開する際の安全確保の徹底について」通知。
- ・令和3年6月に「貸切バスの運行を再開する際の安全確保の徹底について」通知。
- ・令和4年4月に「バス及びタクシーにおける安全確保の更なる徹底について」通知。

⑦運行管理制度の充実

運行管理は安全の根幹であり、運行管理者の質の維持・向上を図る取組みを進める。

4.健全な経営基盤の確立－ 1

①新運賃・料金制度の定着の促進

安全コストを賄うため、様々な機会を通じて事業者に適正収受、法令順守をお願いしている。コロナ禍で仕事が激減している中で、過当競争によるダンピングが起きないように、会員へ注意喚起を行うとともに、国にも監査において運賃を重点的にチェックしていただきたい。

②実質的に下限割れとなる過度な手数料の防止

過大な手数料により実質的に下限割れの運賃割戻しとして処分する通達が発出されているが、実際に手数料等による運賃の割り戻しとして処分される事例はわずか。監査を強化していただき、手数料等の審査が実効性のあるものになるよう国へ要望する。また、運賃・料金制度が8年を経過することから、コロナ禍で中断していた国のワーキンググループを再開し、手数料の件も含め、制度の見直し等の課題について検討いただきたい。

③会員貸切バス事業者へのきめ細かい対応

㊦小規模事業者の声を業務運営に反映させるため、「中小貸切バス事業者専門部会」を毎年開催し、中小事業者ならではの課題や要望について取りまとめ、貸切委員会において報告し、貸切バスについての各種課題への対応に生かしている。

①小規模事業者向けに運行管理のICTシステムを整備

小規模会員事業者が高額なシステムを導入しなくても廉価で使えるよう日本バス協会において「貸切バス運行管理システム」を構築し、運用している。

㊧貸切委員会のブロック代表者による貸切小委員会を毎月定期的に開催し、全国の貸切バス事業者の抱える課題等についてきめ細かく議論を行っている。

5.健全な経営基盤の確立－ 2

④運輸安全マネジメント制度を通じた安全体質の強化

- ・地方バス協会における運輸安全マネジメント講習の実施を図る。
- ・日本バス協会と旅行業協会が平成28年8月に締結した「運輸安全パートナーシップ宣言」に基づき、安全運行を確保するため、旅行業者の理解を求め、安全対策等を確実に励行する。

⑤旅行業界との連携の強化

- ・日本バス協会、日本旅行業協会、全国旅行業協会は、需要拡大や業界の経営基盤の健全化のために悪質事業者の排除等の検討を行い連携を強化してきた。
- ・毎月、適正取引推進委員会事務局で、手数料の通報案件等について打合せを行いその都度、意見を交換し、各業界の動向を共有している。また、三団体で議論すべき問題等が生じた際は、適宜会議を行い、問題解決に努めている。
- ・現在、コロナ禍においては、バス、旅行業界ともに深刻な影響が生じていることから貸切バスを利用する際の感染対策等の打合せも頻繁に行っており、貸切バスのコロナ対策ガイドラインの見直し等、感染防止の面でも連携を強化している。
- ・アフターコロナを見据え、安全・安心な貸切バスを利用していただくため、JATA等が主催する「ツーリズムEXPOジャパン」に日本バス協会として全国旅行業協会と共同で出展し、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の周知や貸切バスの感染対策等について一般の方々に向けたPR活動を旅行業団体と連携し行った。